

公益社団法人 日本顕微鏡学会  
国内旅費規程

理事会決定:平成 23 年 11 月 12 日

改訂:平成 25 年 11 月 14 日

(目的)

第 1 条 本規程は、公益社団法人 日本顕微鏡学会(以下「本学会」という。)の業務に係る国内出張旅費の支給基準及びその手続きについて必要な事項を定める。

(適用範囲)

第 2 条 本規程は、本学会から要請又は業務委嘱された、本学会の会員及び事務局員について適用する。

(旅費の定義)

第 3 条 本規程でいう旅費とは、交通費(鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃、バス運賃等)及び宿泊費のことをいう。

(出張の定義)

第 4 条 出張とは、会員又は事務局員が自宅又は通常の勤務地を起点として、目的地に移動し、職務を遂行するものをいう。

(出張中の勤務時間)

第 5 条 出張中は原則として所定労働時間勤務したものとみなす。

(旅費の計算)

第 6 条 運賃は、最も経済的な通常の順路及び交通手段により計算する。但し、業務上の必要性又はやむを得ない事由により、これができない場合は実際の経路により計算する。

- 2 運賃は、鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃、バス運賃等とし、実費を支給する。
- 3 鉄道運賃とは、乗車券の他、必要に応じてこれに付随する特別急行券、急行券、座席指定券及び寝台券の料金をいう。
- 4 バス運賃等とは、バス、タクシーの料金をいい、タクシーはやむを得ない場合に限り利用するものとする。
- 5 航空機は、移動距離が 500Km 以上あること、又は航空運賃が他の運賃より低額の場合に使用することができる。
- 6 通勤費を支給している場合は、その区間については除外して、交通費を計算するものと

する。

(自己車又はレンタカー)

第7条 自己の自動車又はレンタカーの使用は原則として認めない。

(宿泊費)

第8条 宿泊費は、消費税を含み1泊10,000円を上限とする。

(出張中の事故)

第9条 出張中に、負傷、疾病、天災その他やむを得ない事由によって予定していた日程を超えた場合は、事実の明確なものに限り、その間の宿泊費の実費を支給する。但し、自己の責による事由の場合についてはこの限りではない。

(旅費の不支給)

第10条 学術講演会及びシンポジウムの会期中(会期前後の日を含む)の会合に出席する会員に対しては、原則として旅費は支給しない。

- 2 出張に係る旅費が本学会以外から支払われる場合は、本規程に基づく旅費は支給しない。
- 3 縁故先等に宿泊し、宿泊費の負担を要しない場合は、宿泊費は支給しない。

(旅費精算)

第11条 出張から帰着した場合は、すみやかに所定の手続きにより旅費の精算を行わなくてはならない。

附則

本規程は、平成25年12月1日より施行する。